

「さくらんぼ県やまがた」観光魅力発信事業業務委託に係る企画提案募集要項

1 目的

この要項は、『さくらんぼ県やまがた』観光魅力発信事業業務委託』について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に準じて随意契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務

(1) 事業名

「さくらんぼ県やまがた」観光魅力発信事業

(2) 業務の内容

別紙「「さくらんぼ県やまがた」観光魅力発信事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(3) 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 7 年 9 月 30 日（火）まで

(4) 提案上限額

3,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

※当該業務に係る山形県の予算が成立しない場合は、この業務委託は実施しない可能性がある。

3 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募資格を有する者は、応募時点で次の要件を全て満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- ② 山形県税（山形県税に付帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- ④ 1 年以上引き続き業として本企画提案に類する業務を営んでいること。
- ⑤ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成 15 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑦ 山形県暴力団排除条例（平成 23 年 8 月 1 日施行）の規定により、次のいずれにも該当しない者
イ 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合に

はその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められる者

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

⑧ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき更正及び再生手続きをしていないこと。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど、企画提案書がこの要項に定める要件に適合しないとき。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 提案の内容が提案上限額を上回るとき。

4 提出書類及び提出方法等

本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記の書類を提出すること。ただし、山形県競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、下記③～⑧の書類の提出は不要とする。

(1) 提出書類及び提出部数、提出期限

	提出書類	様式、留意点等	提出部数	提出期限
①	参加申込書	・(様式第1号)	1部	①～⑧ 令和7年 2月25日 (火) 午後5時
②	事業者概要書	・(様式第2号) 《添付書類》 ・会社概要等の分かるパンフレット等	1部	
			5部	
③	財務諸表	・直前決算時の損益計算書と貸借対照表	各1	

		1 年分	部	
④	登記事項証明書	・ 発行後 3 か月以内のもの	1 部	
⑤	山形県税の納税証明書	・ 県税の滞納がない証明書 ・ 山形県内の各総合支庁税務担当課で発行 ・ 提出日から 3 か月以内に発行されたもの	1 部	
⑥	消費税及び地方消費税の納税証明書	・ 消費税及び地方消費税の未納がない照明書 ・ 本社等所在地を管轄する税務署で発行 ・ 提出日から 3 か月以内に発行されたもの	1 部	
⑦	社会保険・労働保険加入状況一覧表	・ (様式第 3 号)	1 部	
⑧	暴力団排除に関する誓約書	・ (様式第 4 号)	1 部	
⑨	企画提案書	・ (様式第 5 号) ・ 企画提案書 「仕様書」に基づき作成すること。 ・ 業務実施スケジュール ・ 費用積算内訳書 (任意様式)	1 部 5 部 5 部 5 部	令和7年 3月4日 (火) 午後5時

(2) 提出先

「10 担当部局」へ提出すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送による。

- ・ 郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ・ 持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く）に提出先に持参すること。

(4) その他

- ・ 提案は 1 事業者につき、1 提案とする。
- ・ 提案は全て企画提案書に記載すること。
- ・ 企画提案書は A 4 判片面刷（多色仕上げ可）、縦置き左綴じ（ダブルクリップ留め）横書きとする。各頁下部に通し番号を印字すること。なお、説明上やむを得ない場合、A 3 判も可とするが、この場合、該当用紙は折り込み、A 4 判にして綴りこむこと。

5 企画提案作成等に係る質問・問い合わせ

(1) 企画提案書等の作成に関する質問等は、別紙「企画提案書作成に係る質問書（様

式第6号)」により行うこと。

- (2) 質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「「さくらんぼ県やまがた」観光魅力発信事業業務委託に関する質問（会社名）」として「10 担当部局」あてに送付すること。なお、口頭及び電話での質問は受け付けないものとする。

- (3) 質問書の受付期間

令和7年2月25日（火）午後5時までとする。

- (4) 質問書への回答

質問書への回答は、事務局から全社に電子メールにより行う。ただし、各社の独自企画に関わること等については、当該質問社のみに回答する。

6 最優秀提案者の決定方法等

- (1) 企画審査会の開催

- ① 審査は、山形県さくらんぼ&フルーツPR協議会が設置する「「さくらんぼ県やまがた」観光魅力発信事業企画審査会（以下「企画審査会」という。）において、審査員の各評価点の合算が最高点の者を最優秀提案者として選定する。また、必要に応じ次点者を選定する。ただし、最高点の者又は次点者が複数いる場合は、審査員の合議により決するものとする。

審査員の各評価点の合算が評価基準点の6割以上であることを最低基準とし、最低基準点を満たさない企画提案者は選定の対象としない。

- ② 企画審査会における審査は、別紙『「さくらんぼ県やまがた」観光魅力発信事業企画提案審査評価基準』に基づき、企画提案書の書類審査のみとし、プレゼンテーション審査は実施しない。
- ③ 提案者が1者のみの場合でも、各審査員の評価結果により提案の内容について事業の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。
- ④ 企画提案者がいない場合は、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行う。
- ⑤ 審査の結果は、全企画提案者に対し書面により通知する。

- (2) 評価基準等

別紙『「さくらんぼ県やまがた」観光魅力発信事業企画提案審査評価基準』のとおり

7 企画提案書提出後のスケジュール

- (1) 審査結果通知：令和7年3月第3週（別途通知）
- (2) 契約締結：令和7年4月1日（火）

8 委託契約に係る基本事項

- (1) 最優秀提案者の提案内容に基づき契約に係る仕様書を確定し、最優秀提案者から改めて見積書を徴して予定価格の範囲内で契約を締結するものとする。
- (2) 最優秀提案者と業務委託契約締結条件等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀提案者が失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず次点者と契約の締結に向けた手続きを行う場合がある。
- (3) 契約に当たっては、契約書を取り交わすこととし、委託の内容は当該契約書によるものとする。
- (4) 契約締結後、契約内容に変更が生じる場合は、受託者はあらかじめ発注者と協議のうえ、発注者の承認を得たうえで変更することができる。

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (3) 提出期限後における企画提案書の再提出、差替えは一切認めない。
- (4) 企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「10 担当部局」に提出すること。
- (5) 募集及び契約については、本協議会の都合により中止する場合がある。
- (6) この要項に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。

10 担当部局

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号（県庁8階）

山形県さくらんぼ&フルーツPR協議会事務局

（山形県観光文化スポーツ部観光交流拡大課内）

電 話：023-630-2372 F A X：023-630-2097

メール：ykanko#pref.yamagata.jp

※上記「#」の部分を「@」に変えた上で送信してください。